

小松島市老朽危険空き家除却支援事業

必要書類一覧

補助金の交付申請には下記の書類を提出してください。また、本市からの交付決定通知書を受領するまでは、工事の契約・着工をご遠慮ください。もし、交付決定通知書の受領前に工事の契約・着工された場合は補助の対象外となる場合があります。

なお、補助の対象となるのは老朽危険空き家本体の解体費と廃材処分費等解体に直接要する費用のみです。家財などの動産の処分費や庭の整地費等は補助対象の経費となりませんので、ご承知おきください。

補助金交付申請時

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・補助金交付申請書（様式第1号）（同封）・補助対象工事実施計画書（様式第2号）（同封）・除却工事見積書の写し※・建物平面図（空き家判定結果報告書のもの）（同封）・写真
------	---

※必ず空き家判定結果報告書に記載された**面積**でご作成お願いいたします。

※補助の対象とするためには、県内の業者様で建設業法の許可を受けた建設業者又は建設リサイクル法の登録を受けた解体工事業者に発注する必要があります。

なお、工事完了後下記のとおり完了報告書を提出していただく必要がありますが、詳細は別途ご案内いたします。

完了実績報告時

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・完了報告書（様式第5号）・工事請負契約書の写し・工事代金の請求書の写し・領収書の写し・工事写真(解体前、解体中、解体後)・マニフェストの写し・建設リサイクル法の届出(床面積80㎡以上の場合)
------	--